

# 有機農産物の認定生産行程管理者調査の内容について

## 1 ほ場等調査

項目		調査のポイント	
ほ場等の状況	隔離帯	管理状況	使用禁止資材がほ場に飛来しないよう管理されているか。緩衝地帯に使用禁止資材の使用を示唆するようなものが落ちていないか。
		植物等の状況	雑草等植物の生育状況の観察。不審な枯れ方をしている植物がないかなどをチェックする。
	ほ場内部	管理状況	使用禁止資材がほ場に飛来しないよう管理されているか。ほ場内部に使用禁止資材の使用を示唆するようなものが落ちていないか。
		動植物の生息状況	雑草、昆虫等動植物の生育状況の観察。不審な枯れ方をしている植物がないかなどをチェックする。
		作物の生育状況	作物の生育状況の観察。葉の表面等に使用禁止資材の痕跡等が見られないかなどをチェックする。
		土の状態	土の状態のチェック。土の硬さや大きさ（団粒構造かどうか）及び土の内部の生物叢（ミミズ、ダンゴムシ、ハサミムシ等がいるか）をチェックする。
	用水	用排分離	使用禁止資材が用水に混入しないよう管理されているか。一例として、用水と排水が分離された水路となっているか、取水路より上流において慣行栽培がなされている場合は、途中に緩衝池を設置することにより使用禁止資材の除去を実施しているかなどを確認する。
		混入防止措置	周辺農地から用水に使用禁止資材が混入するおそれがある場合には、必要な措置（緩衝池の設置等）が行われているかを確認する。
		生物叢の状況	用水の生物叢（小動物の有無等）をチェックする。
	周辺環境	ほ場周辺の環境	ほ場の周囲に使用禁止資材を使用しているほ場・施設・工場が存在するかを確認し、存在する場合は混入防止をどのように図っているかを確認する。
動物の生育状況		動植物の生育状況を確認するとともに、鳥獣害の状況とそれに対する対策を確認する。	
保管施設	生産資材	管理状況	保管施設に使用禁止資材の使用を示唆するようなものが存在していないか。
		汚染防止措置	慣行ほ場で使用する資材を同一施設内に保管している場合、慣行ほ場で使用する資材（使用禁止資材）によって、有機ほ場に使用する資材が汚染されないよう管理されているか。
		証票の管理状況	JAS 証票（有機 JAS マーク）あるいは有機 JAS マークが表示された包装が適切に管理されているか。（盗難等を防止する措置が取られているか。）
	農業機械	管理状況	農業機械からオイル漏れなどほ場の汚染を示唆するような状況が見られないか。
		洗浄関係の状況	農業機械を慣行ほ場と共用している場合、洗浄等が容易に行える状況にあるか。
		農薬散布機器	農薬散布に用いる機器について、最近使用した痕跡が見られるか。使用した場合、どのような目的でどのような薬剤を使用したか。
調製保管施設	調製施設	汚染防止措置	調製施設で有機農産物に使用禁止資材による汚染が起こらないよう管理されているか。
		機器類の洗浄	調製施設で使用する機械器具の洗浄は有機農産物の日本農林規格別表 3 に規定された資材以外の資材を使用しないで適切に実施されているか。
	保管施設	病害虫防除の方法	調製施設内及び周辺における病害虫防除に使用禁止資材を使用しておらず、やむを得ない場合は有機農産物の日本農林規格別表 2 に規定された資材で適切に実施されているか。調製に使用される資材は同規格別表 3 に規定されたものであるかを確認する。
		分別管理の状況	格付が行われた有機農産物とそれ以外の農産物が混合しないよう分別管理されているか。
調製保管施設	格付品の管理	格付けされた有機農産物が明確に判るよう管理されているか。	
	病害虫防除の方法	保管施設における病害虫防除に使用禁止資材が使用されている場合は、有機農産物に確実に混入しない措置がなされているか。保管施設の病害虫防除を業者に委託している場合、使用禁止資材を使用することなく、また、やむを得ない場合は、有機農産物の日本農林規格別表 2 に規定されている資材で行うよう契約されているかを確認する。	

## 2 書類調査

項目		調査のポイント
生産行程管理担当者の資格		<ul style="list-style-type: none"> <li>生産行程管理担当者、格付担当者の氏名及び略歴を確認し、それぞれ資格を満たしているか確認する。なお、グループ認定（JAS 法施行規則第 31 条第 2 項及び第 3 項に該当するもの）を受けている事業者にあつては当該グループにおける業務分担、連絡体制を確認する。</li> <li>生産行程管理担当者、格付担当者の講習会受講の有無について確認する。生産行程管理担当者が複数名いる場合には、講習会を受講した者が 1 名以上いればよいのに対して、格付担当者についてはすべての担当者が講習会を受講していなければならないことに注意すること。なお、認定されて 1 年以内に講習会を受講すればよいと規定されていることから、受講していない者については、その予定時期及び予定する講習会の主催者について記録する。</li> </ul>
格付担当者の資格		
内部規程	種苗の入手	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定の技術的基準二の 2 の(1)から(7)までに定められた各項目の記述が含まれているか。</li> <li>各項目の記述は対象事業者の作業内容を反映したものとなっているか。</li> <li>各項目においてどのような帳票を保持し、どのような記録を記載するか定められているか。</li> </ul>
	資材の入手	
	肥培管理	
	有害動植物の防除	
	機械及び器具	
	輸送、選別等その他の工程	
	出荷	
	年間計画と通知	
登録認定機関等監査の受入		
記録	記録等の保持	内部規程で定められた記録等が保持されているか。
	有機的管理の年数	それぞれの認定ほ場について有機農産物の日本農林規格（平成 12 年 1 月 20 日農林水産省告示第 59 号）第 4 条に定める生産の方法についての基準による有機的な管理が行われていることを証する書類があるか。
格付規程	生産行程に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定の技術的基準四の 1 の(1)から(5)に定められた各項目の記述が含まれているか。</li> <li>各項目の記述は対象事業者の作業内容を反映したものとなっているか。</li> <li>各項目においてどのような帳票を保持し、どのような記録を記載するか定められているか。</li> <li>格付検査の項目は有機農産物及び有機農産物加工食品の生産行程についての検査方法（平成 12 年農林水産省告示第 830 号）第 2 条の規定に従ったものとなっているか。</li> </ul>
	格付の表示に関する事項	
	格付後の荷口に関する事項	
	記録に関する事項	
	登録認定機関等監査の受入	
記録	記録等の保持	内部規程で定められた記録等が保持されているか。
	JAS 証票の受払等管理	JAS 証票（有機 JAS マーク）の受払等管理は適切に行われているか。
	生産行程の検査方法	格付検査は有機農産物及び有機農産物加工食品の生産行程についての検査方法（平成 12 年農林水産省告示第 830 号）第 2 条の規定に従って行われているか。
トレースバック		管理記録が適正に保持されていることを確認するため、あるロット（出荷日）について、当該ロットについての全ての記録を確認し、規程類に定められた記録が正しく行われていること及びその記録によって行われた格付に問題がないことを確認する追跡検査（トレースバック）を行う。